

.....様

住宅リフォーム アフターサービス規約

この度は当社へ増改築等住宅リフォームのご注文をいただきまして、誠に有難うございました。

当社ではお引渡し致しました工事物件について下記の規約にもとづいてアフターサービスの実施を致します。

適用項目及び適用期間

適用項目及び適用期間につきましては裏面のアフターサービス規準表のとおりとさせていただきます。

但し、当社が施工致しました工事のみとなります。

定期巡回（点検）

ご注文金額が500万円（税別）を超える工事物件につきましては当社よりアフターサービスの巡回（点検）の訪問を致します。

第1回目を工事完成後 2ヶ月前後

第2回目を工事完成後 12ヶ月前後

巡回予定日の前にお電話にて訪問日のご予約をさせていただきます。

尚、定期以外の巡回（点検）をご希望の場合は、巡回手数料について別途お打合せさせていただきます。

アフターサービスのお申込み

定期巡回時以外にアフターサービスが発生いたしました折は、ご注文頂きました当社宛にお申し出下さい。

アフターサービス工事の施工

- (1) 本体工事は施工致しました当社又は協力業者が施工致します。
- (2) ガス、電気、給排水、造園工事、塗装、内装工事は当社の協力業者又は機器の各メーカーのサービス部門がそれぞれ施工致します。

その他

アフターサービスの適用事項は当社が施工致しました工事物件全般に共通するように作成してありますので、該当しない事項が記載されている場合もございます。

あらかじめご承知おき下さいますようお願い致します。

左記の事項につきましては免責事項とさせていただきますので、ご承知おき下さい。

アフターサービス規準表

項 目		対 象	現 象 例	期 間	特 定 免 責 事 項	
構 造 体	基 礎	構 造 強 度	構造強度に影響を及ぼす著しい変形・破損・亀裂・不同沈下	3 年	材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの	
	床					
	外 壁					
	屋 根					
防 水	屋 根 及 び 庇	雨 漏 り	雨漏り及び雨漏りによる室内仕上面の汚損	3 年	屋根回りでのお客様の適切な維持管理のされていないもの 台風などの強風時における開口部からの一時的な漏水	
	外 壁					
	外壁開口部の取合部					
構 造 体 以 外 の 下 地 及 び 仕 上	基 礎	仕 上 材	モルタル等仕上材の剥離・損傷・床下換気口等の脱落又は破損	1 年	モルタル仕上部の幅 3m/m 以下の亀裂 白華	
	床	主要構造部以外の コンクリート部	コンクリート及び仕上材	内外土間・犬走りポーチ・テラス・カーポート等の著しい沈下・亀裂・剥離	1 年	モルタル仕上部の幅 3m/m 以下の亀裂 白華
		室 内 床	下地材・仕上材及び造作	材料の著しい反り・すきま・浮き・きしみ	1 年	設計時に予想しなかった重量物を置いたことに起因するもの 過度の暖房によるもの
	壁	外 壁、内 壁	下地材・仕上材及び造作	下地材の著しい反り・ねじれ 仕上材の亀裂・変形・剥離 タイルの目地切れ	1 年	3m/m 以下の亀裂 過度の暖房によるもの
	天 井	軒 天 井 室 内 天 井	下地材・仕上材及び造作	下地材の著しい反り・ねじれ 仕上材の亀裂・変形・剥離	1 年	お客様が取付けた機器等に起因するもの 過度の暖房によるもの
		屋 根 及 び 庇	屋根葺材及び水切等	破損・めくれ・脱落	1 年	積雪に起因するもの
		樋	樋 及 び 金 物	脱落・破損・たれ下り	1 年	積雪・凍結・枯葉のつまりに起因するもの
		外 部 金 物	破風受金物・金属面格子・手摺	変形・破損・はずれ	1 年	積雪に起因するもの

項	目	対 象	現 象 例	期 間	特 定 免 責 事 項
構造体以外の下地及び仕上	外部建具 内部建具	建具、建具の付属部品及び換気口	著しい反り・建付不良・作動不良・すきま及び部品の故障	1年	作動に影響しない反り、木材の軽微なひび割れ 過度の暖房によるもの 雨・日照による玄関ドアの変色・退色 暴風雨・豪雨などによる建具からの一時的な雨水の侵入
	塗 装	塗装・吹付仕上面	著しい変色・剥離・亀裂	1年	歩行部分の剥離
	浴 室	漏水	漏水及び漏水による室内仕上面の汚損	1年	家具・調度品の汚損
設 備	給排水衛生	配管器具	配管の接続不良・支持不良・破損及び電蝕 器具の取付不調・作動不良	1年	異物のつまり・凍結によるもの・給排水のパッキング等の消耗品
	電 気	配線器具	配管・配線の接続不良、破損 器具の取付不調等	1年	電球・電池などの消耗品
造 作	ぬれ縁、バルコニー等 造りつけ家具、カーテンレール等	仕上及び取付	材質の著しい変質・変形・割れ・反り	1年	
虫 害	防虫防蟻	防虫・防蟻処理を行った部分	白蟻による食害・損傷	契約内容による	土壌処理工事を行っていないもの 量・じゅうたんの発生するダニ類によるもの
	外 構 造 園		破損・作動不良	1年	塀等の白華

本規準における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合又は、通常修理が必要と思われる程度をいいます。

設備機器等、メーカーの保証のあるものは、その保証内容、期間とします。

保証に該当する材料、部品及び器具等が生産中止等で補修に使用できない場合には、同等の材料、部品及び器具等で代えさせていただくことがあります。

共通免責事項

1. 保証期間経過後当社に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
2. 目的以外の用途に使われるもの、常時居住しないもの、又は継続して6ヶ月以上居住しないもの。
3. 当該建物が譲渡された場合。
4. 通常の住まい方と異なる使用、管理に起因するもの。
5. 火災、爆発、地震、暴風雨、積雪、凍結等、予想外の事に起因するもの。
6. 瑕疵によらない自然の摩耗、さび、かび、変質、変色、その他類似の事由によるもの。
7. 引渡し後、当社が関与しない増改築や補修工事又はその他の付帯工事等に起因するもの。
8. お客様又は第三者の故意又は過失によるもの。
9. 既存部分と接続カ所の仕上材の、隙、剥離、亀裂、破損、変形、脱落等の現象が既存部分に起因するもの。
10. 既存部分からの影響に起因する各項目に於ける現象。
11. お客様の支給材料及び支給機器類及び、これに起因するもの。
12. 植物の成長及び犬、猫、鼠等の動物の害に起因するもの。
13. 雨漏り、漏水等による建物以外（家具、調度品等）の損害。

【工事名】 邸改装工事

【工事完了日】 平成 ** 年 ** 月 ** 日



株式会社 マベック 工事部住宅課

〒849-0924 佐賀市新中町11番18号

TEL 0952-33-0404

FAX 0952-33-6347

担当者 _____